

名古屋市告示第200号

指定公金事務取扱者の指定

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 243条の 2第 1項の規定により、次のとおり指定公金事務取扱者を指定しましたので、同条第 2項の規定に基づき告示します。

令和 7年 4月 1日

名古屋市長 広 沢 一 郎

1 指定公金事務取扱者の名称及び事務所の所在地

有料公園施設の名称	指定公金事務取扱者
普選記念壇（鶴舞公園）	名古屋市東区葵三丁目19番 7号 鶴舞公園整備運営事業共同事業体 代表者 芝山 真明
奏楽堂（鶴舞公園）	
鶴々亭（鶴舞公園）	
駐車場（鶴舞公園）	
記念館（中村公園）	名古屋市瑞穂区中山町 6丁目 3番地の 2 岩間造園株式会社 代表取締役 岩間 紀久裕
桐蔭茶席（中村公園）	
駐車場（荒子川公園）	名古屋市昭和区鶴舞一丁目 1番 166号 名古屋市みどりの協会・大島造園土木グループ 代表者 千田 博之
陸上競技場（庄内緑地）	名古屋市昭和区鶴舞一丁目 1番 166号
テニスコート（庄内緑地）	

ゲートボール場（庄内緑地）	名古屋市みどりの協会・ミズノグループ 代表者 千田 博之
グリーンプラザ室内広場（庄内緑地）	
白鳥庭園（白鳥公園）	名古屋市瑞穂区中山町 6丁目 3番地の 2 しろとりの杜グループ 代表者 岩間 紀久裕
庭園本館（白鳥公園）	
駐車場（白鳥公園）	
駐車場（戸田川緑地）	名古屋市昭和区鶴舞一丁目 1番 166号 チーム YMO 代表者 千田 博之
庭園（徳川園）	名古屋市昭和区鶴舞一丁目 1番 166号 徳川の杜グループ 代表者 千田 博之
	名古屋市東区徳川町1017番地 公益財団法人 徳川黎明会 徳川美術館 館長 徳川 義崇

2 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入又は歳出

- (1) 名古屋市都市公園条例（昭和34年名古屋市条例第15号。以下「条例」という。）第12条第 1項に規定する使用料
- (2) 条例第12条第 3項に規定する還付金（駐車場、白鳥庭園及び庭園を除く。）

3 指定公金事務取扱者に係る指定をした日

令和 7年 3月17日

4 指定公金事務取扱者に委託した日

令和 7年 4月 1日

名古屋市緑政土木局緑地部緑地管理課